

田淵電機グループ グリーン調達基準書

Ver. 4.2
2021 年 2 月

田 淵 電 機 株 式 会 社

品質保証本部



目次

<1> 環境に関する基本姿勢

<2> 具体的取り組み内容

1.適用範囲

2.用語の定義

3.田淵電機グループの環境負荷物質管理基準

4.お取引先様の評価

5.調査データの提出

6.参考 URL

7.お問合せ先

別紙 1 「使用禁止物質（製品および梱包材への含有を禁止する物質）」

別紙 2 「製造工程使用禁止物質」

別紙 3 「含有管理物質（含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする物質）」

別紙 4 「参照法規制の表記番号」

別紙 5 「化学物質管理体制調査票」

別紙 6 「文書類の記入、提出方法」

別紙 7 「含有確認書」

別紙 8 「不使用保証書」

別紙 9 「高精度分析データ一覧表」

<1>環境に対する基本姿勢

近年、環境保全は地球規模の課題であり、温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全配慮は環境負荷低減の為に、避けて通ることのできない重要課題となっています。

田淵電機グループは未来を見据え、環境に関する環境理念・環境基本方針を定め、それに基づく地球環境保全・循環型社会形成を目指した事業運営を積極的に展開しています。

これらの活動を更に実りあるものにする為には、お取引様の協力により環境保全活動を強化すると共に、少環境負荷部品を調達し、環境負荷の低減と環境リスクの回避を図る必要があります。

特に EU(欧州連合)において 2007 年 6 月に施行された REACH 規制では認可対象候補物質や制限物質が年々追加されており、2011 年 7 月には改定 RoHS 指令が発効、更に 2015 年 6 月、フタル酸エステル 4 種を加えた RoHS10 が発効され、製品に含有する環境負荷物質に関する法規制は、益々強化されています。

以上の背景から、弊社は「グリーン調達基準書」を改訂することにいたしました。

今後ともお取引様と共に環境に優しい商品づくり、環境を重視した事業活動を推進して参りますので、環境保全に向けた取組みの重要性をご理解頂き、弊社へのご協力をお願い致します。

1.環境理念

私たちはかけがえのない地球の環境と共生する企業をめざします

2.環境基本方針

田淵電機株式会社は、変成器、電源機器等の開発設計、販売の事業体であることを踏まえ、以下の方針に基づき環境保全活動を推進します。

- 1) 事業活動に係わる環境影響を把握し、経済的、技術的に可能な範囲で環境目標の設定と定期見直しを実施し、これを達成するための環境保全活動を行います。
 - ① 環境に配慮をした製品設計を推進します。
 - ② 環境負荷物質を削減、管理します。
- 2) 環境保全に関する法規、条例、協定及び同意したその他の要求事項を遵守します。
- 3) 環境影響評価、環境内部監査等を実施し、環境マネジメントシステムの継続的な改善により、環境汚染の予防を行います。
- 4) 環境教育、社内広報活動を通じて、会社に従事する全ての者に、環境方針の周知徹底を図ると共に、環境に関する意識の高揚に努めます。
- 5) この環境方針は、社外へ公表します。

<2> 具体的取り組み内容

1.適用範囲

田淵電機グループが調達する製品・部材・副資材・包装材に適用します。

2.用語の定義

1) 環境負荷物質

田淵電機グループが地球環境と人体に著しい影響があると判断した物質。

2) 均質材料

機械的に、異なる材料に分解できない材料。

均質：構成物全体が均一

例：プラスチック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング

機械的分解：基本的にねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨等の機械的な行為により材料が分離・分解されること。

3) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部材、またはそれらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着すること。

4) 不純物

天然素材中に含有され工業材料として精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質。

5) 化学物質

元素単位および化合物であって、天然に存在するか、または任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。

これらの安定性を維持する為に必要な添加物、および使用した工程から生じる不純物を含みます。但し、単一の化学物質の安定性、または組成の変化に影響せずに分離することができる溶剤は除きます。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

6) 混合物

2つ以上の化学物質を混合したもの。

例：塗料、インク、合金のインゴット、はんだ、接着剤、樹脂ペレット等

7) 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

例：金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器等

8) 高懸念物質（SVHC：Substances of Very High Concern）

発癌性物質、変異原生物質、生殖毒性物質、および難分解性で環境中や生体中に蓄積する化学物質で、欧州行政庁から認可対象物質リストとして公表されています。

9) 副資材

製造仕様書の部材表に記載していない部材。

例：フラックス、希釈材、洗浄剤、マスキング材、テープ、インク材、緩衝材、乾燥剤等

10) 国内 VT62474

国内 VT62474 は IEC TC111 VT62474 Japan National Committee の略称で、IEC/TC111 の国内委員会(事務局:JEITA 環境部)に設置されている分科会の 1 つで IEC62474 に関する日本の意見を国際会議への出席や国際投票にて反映させることの出来る国内組織です。

グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)の発展的解消により、その機能を引き継いでいます。

11) chemSHERPA

経済産業省の主導により開発されたサプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達のための情報伝達スキーム。

3.田淵電機グループの環境負荷物質管理基準

田淵電機グループの環境負荷物質の管理基準は下記に記載の通りです。

但し、国際法及び各国規制の変更に伴い要求事項を追加する場合があることをご了承下さい。

1) 対象環境負荷物質

(a) 使用禁止物質

使用禁止物質は製品及び包装材への意図的添加及び、閾値を超える不純物の含有及び使用は一切、認められません。

環境負荷物質の調査は、材料の含有調査のみではなく、混入及び使用、製品への移行がないことを継続的に確認して下さい。

使用禁止物質とするものを以下に示します。

別紙 1 「使用禁止物質」

別紙 2 「製造工程使用禁止物質」

※ 「赤リン」の対象部位について

(1) 対象部位は直流、交流およびその電圧を問わず電界がかかる樹脂部分とします。

ただし、耐水性コーティング等の対策が施してあり、リン酸の生成を抑制出来ている場合は除きます。この場合、リン酸のブリードアウト試験データを、ご提出下さい。

試験条件等のご確認、ご相談は当社お問い合わせ窓口まで、お問い合わせ下さい。

(2) 金属中に添加されるリンは除きます。

※ 荷崩れ防止フィルムについて

製品・部品に直接触れる、荷崩れ防止フィルムを使用される場合は、ポリエチレン製 (PE) フィルムを使用して下さい。

ポリ塩化ビニル製 (PVC) フィルムには可塑剤としてフタル酸エステルが使用されている可能性があり、製品・部品にフタル酸エステルが移行する恐れがあります。

また、製品・部品に直接触れる梱包としてのトレイもポリエチレン製を使用して下さい。

(b) 含有管理物質

含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要している物質で、含有管理物質とするものを以下に示します。

i) **別紙 3 「含有管理物質」**

ii) REACH 規則 *SVHC に指定されている物質。

*SVHC 物質は含有率 1,000ppm を越えた場合、含有詳細の報告が必要となります。

2) 含有環境負荷物質の閾値

(a) 使用禁止物質は意図された添加をしてはいけません。

但し、RoHS 指令等の適用除外用途は除きます。

(b) 対象環境負荷物質の田淵電機グループにおける不純物としての閾値は、下記別紙の対象範囲に示します。

但し、別紙 2「製造工程使用禁止物質」の物質は含有及び使用は一切、認められません。

別紙 1「使用禁止物質」

別紙 3「含有管理物質」

(c) REACH SVHC はその含有が各物質 1,000ppm 未満とします。

4. お取引先様の評価

田淵電機グループは、お取引先様の環境負荷物質管理体制について、新規お取引時及び、田淵電機グループが必要と認めた場合に評価させていただきます。

1) 環境負荷物質管理体制の構築

アーティクルマネジメント推進協議会(以下 JAMP とする)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」と同等の管理体制を構築頂き、維持管理をお願いします。

また、お取引先様の外注先についても同様に管理体制の構築と維持管理をお願いします。

当ガイドラインは 6 項の JAMP の URL より入手することができます。

2) 評価の手順

(a) 自己評価

新規お取引時及び、田淵電機グループが必要と認めた場合、別紙 5「化学物質管理体制調査票」に基づく自己評価結果のご提出を依頼させていただきます。

(b) 評価、判定

ご提出頂いた自己評価結果を基にお取引様の環境負荷物質管理体制を評価し、判定します。

田淵電機グループが必要と認めた場合は、お取引先様の実地監査を実施させていただきます。

評価、判定の結果は、お取引先様に通知します。

5. 調査データのご提出

調査データは、新規採用時及び 4M 変更時(材料、製造方法、設備、要員)にご提出下さい。

また、田淵電機グループが必要と認めた場合にも、依頼させていただきます。

各種の電子データ様式は、田淵電機の Web-Site で入手できます。

各種の文書の記入方法、及び提出方法は別紙 6「文書類の記入、提出方法」を参照して下さい。

5.1 「含有確認書」

(a) 調査内容

部材に含有する化学物質の含有有無、含有量、含有率、含有部位および用途等の確認。

(b) 回答方法

回答は、別紙 7「含有確認書」に記入して提出してください。

5.2 「不使用保証書」

(a) 保証内容

使用・含有させないことを保証して頂くもの。

(b) 回答方法

回答は、別紙 8 「不使用保証書」に記入し、「含有確認書」と同時に提出して下さい。

5.3 「高精度分析データ」一覧表

田淵電機グループが必要と認めた場合に、依頼させていただきます。

分析対象物質は、RoHS の 10 物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)、フタル酸ビス(2-エキルヘキシル(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP))

(a) 分析データ

高精度分析装置若しくは同等の分析装置での分析データをご提出願います。

高精度分析装置の分析結果と相関がとれた蛍光 X 線分析装置により分析したデータも可とします。

一部品で複数部位があり複数の分析データがある場合、高精度分析データは別紙 9 「高精度分析データ一覧表」に部位毎に取り纏めてください。

高精度分析は下記の分析装置を使用してください。

対象化学物質名	分析装置
カドミウム(Cd) 鉛(Pb) 水銀(Hg)	ICP 発光分光分析装置(ICP-AEP) ICP 質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分光装置(AAS) 蛍光 X 線分析装置(XRF)
六価クロム(Cr ⁶⁺)	紫外可視分光光度分析装置(UV-VIS) イオンクロマトグラフ分析装置(IC)
ポリ臭化ビフェニル(PBB) ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE) フタル酸エステル(DEHP, DBP, BBP, DIBP)	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS)

(b) 溶出量の分析データ

ISO8124-3 及び、EN1811 で規定されている物質の溶出量の分析データは、必要に応じて要求させていただきます。

5.4 chemSHERPA (CI / AI)

化学物質、混合品は「chemSHERPA CI」、成形品は「chemSHERPA AI」データを提出してください。

chemSHERPA ツール及び、関係資料は 6 項の chemSHERPA の URL より入手できます。

6.参考 URL.

- 1) アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）、及び chemSHERPA

URL : <https://chemsherpa.net/>

- 2) 国内 VT62474

URL : <http://vt62474.jp/>

- 3) 田淵電機株式会社 環境保全への取り組み

URL : <http://www.zbr.co.jp/environment/environment.html>

7.お問合せ先

この基準書の内容についてのお問い合わせは、下記へお問合せ願います。

田淵電機株式会社 品質保証部

TEL : 050-2018-8269

E-mail : green@zbr.co.jp

改定履歴

版数	Ver	制定/改定日	改定内容
初版	Ver1.0	2005 年 03 月 25 日	新規発行
第二版	Ver2.0	2006 年 10 月 16 日	対象環境負荷物質リストを旧 JGPSSI 準拠とした。 管理基準の見直し。
	Ver2.1	2007 年 01 月 10 日	玩具用途フタル酸エステル管理を追加
	Ver2.2	2007 年 10 月 01 日	「含有確認書」、「不使用保証書」、「精密分析データ」ご提出についてを追加
	Ver2.3	2008 年 03 月 14 日	禁止物質に DecaBDE,PFOS 追加 閾値、管理値変更
	Ver2.4	2008 年 08 月 06 日	管理値変更
第三版	Ver3.0	2010 年 04 月 01 日	対象環境負荷物質リストを JIG 準拠に変更。 MSDSplus、AIS を追加。 ご提出データの詳細説明追加。
第四版	Ver4.0	2017 年 04 月 10 日	対象環境負荷物質リストの見直し 管理基準の見直し
	Ver4.1	2018 年 01 月 10 日	対象環境負荷物質対象部位、条件の詳細化 chemSHRPA 対応
	Ver4.11	2018 年 08 月 01 日	別紙 1 付表 使用禁止物質詳細、No 訂正。
	Ver4.12	2019 年 1 月 21 日	別紙 8 不使用保証書、誤記訂正 No25 DIBP→BBP
	Ver4.2	2021 年 2 月 1 日	全面改訂

別紙1 使用禁止物質
(製品および梱包材への含有を禁止する物質)

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照 法規制
1	カドミウム／カドミウム化合物	電池を除くすべて	均質材料の0.01重量% (100ppm)	顔料、耐蝕表面処理、 電池、接点、PVC安定 剤	1,2
		電池	電池の0.001重量% (10ppm)		
2	六価クロム化合物	すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	顔料、塗料、インク、 触媒、防食表面処理、 染料、防錆、メッキ	1,2
3	鉛／鉛化合物	下記に示す対象以 外すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	顔料、塗料、ゴム硬化 剤、電池、プラスチック 安定剤、ゴム加硫剤、 ハンダ、ガラス、快削合 金、合金成分、各種樹 脂添加剤	1,2,3,4
		熱硬化性樹脂また は熱可塑性で被覆 された電線・ケーブ ルまたはコード	表面被覆の0.03重量% (300ppm)		
		電池	電池の0.004重量% (40ppm)		
4	水銀／水銀化合物	電池以外のすべて	意図的添加または均質材 料の0.1重量% (1,000ppm)	電池、蛍光材料、接点、 温度計、顔料	1,2,5
		電池	意図的添加または電池の 0.0001重量%(1ppm)		
5	トリブチルスズ＝オキシド(TBTO) CAS No.56-35-9	すべて	意図的添加	塗料、顔料、防腐剤、冷 媒、発泡剤、	8
6	三置換有機スズ化合物	すべて	意図的添加または均質材 料に1,000ppmのスズの含 有がある場合	顔料、塗料、難燃剤、 安定剤、	2,8
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	すべて	材料中のスズの0.1重 量%(1,000ppm)	PVC用安定剤、シリコン 樹脂およびウレタン樹 脂用の硬化触媒	2
8	ジオクチルスズ化合物(DOT)	(1)皮膚と接触する ことを意図する織 物および皮革製品 (2)育児用品 (3)2液性室温硬化 モールドディングキッ ト(RTV-2シーラン トモールドディング キット)	材料中のスズの0.1重 量%(1,000ppm)	PVC用安定剤、シリコン 樹脂およびウレタン樹 脂用の硬化触媒	2
9	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	1,2
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	すべて	意図的添加または均質材 料の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	1,2,8
11	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) および特定代替品 ＊付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気 絶縁媒体、可塑剤、塗 料溶媒、熱溶媒	2,8
12	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	すべて	均質材料の0.005重量% (50ppm)	絶縁油、潤滑油、電気 絶縁媒体、可塑剤、塗 料溶媒、熱溶媒	2
13	ポリ塩化ナフタレン	すべて	意図的添加	潤滑油、塗料、プラス チック安定剤、電気絶縁 媒体、難燃剤	8,10
14	過塩素酸塩	すべて	成型品の0.0000006重量% (0.006ppm)	コインセル電池	22
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	すべて	意図的添加または均質材 料の0.1重量% (1,000ppm)	油圧油、金属メッキ、紙 のコーティング材	8,9,10,1 2

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
16	フッ素系温室効果ガス (PFC,SF6,HFC) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	冷媒、吹付け剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス	14
17	アスベスト類	すべて	意図的添加	電気絶縁体、充填材、断熱材、摩擦材	2,6,7
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	繊維と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003重量%(30ppm)	顔料、染料、着色剤	2
19	オゾン層破壊物質 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	冷媒、発泡剤、洗浄剤、	15,16
20	放射性物質	すべて	意図的添加	煙探知機、測定装置、ゲージ類、検出器	19,20
21	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320) CAS No.3846-71-7	すべて	意図的添加	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、パテ、コーキング、シール用充填剤(紫外線吸収剤)	8
22	フタル酸エステル類 DEHP (CAS No.117-81-7) DBP (CAS No.84-74-2) BBP (CAS No.85-68-7) DINP (CAS No.28553-12-0 68515-48-0) DIDP (CAS No.26761-40-0 68515-49-1) DNOP (CAS No.117-84-0)	玩具用途の外郭部品	6物質の総和が1,000ppm以下	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	2,4
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) CAS No.117-81-7 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
24	フタル酸ジブチル(DBP) CAS No.84-74-2 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) CAS No.85-68-7 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) CAS No.84-69-5 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル) CAS No.624-49-7	すべて	均質材料の0.00001重量%(0.1ppm)	防湿剤、防カビ剤	2
28	4重金属(Cd,Pb,Cr6+,Hg)	梱包材	合計100ppm未満	梱包材に使用される顔料、塗料、PVC安定剤	17,18
29	短鎖型塩化パラフィン(炭素数10~13)	すべて	意図的添加 成型品の0.1重量%(1,000ppm)	グリス、金属加工油、難燃剤、PVC用可塑剤	10
30	多環芳香族炭化水素(PAHs) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	皮膚または口腔内に直接、繰り返し接触する場合	ゴムまたはプラスチック中1ppm	ゴムまたはプラスチック中の顔料(不純物)	2
31	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加 成型品の0.1重量%(1,000ppm)	難燃剤	8,9
32	パーフルオロオクタン酸(PFOA) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	油圧油、金属メッキ、洗剤、紙のコーティング材、プラスチック安定剤	11,13
33	ヒ素	木材防腐剤	木材防腐剤として使用される場合	木材防腐剤	2
34	塩化コバルト	乾燥剤	乾燥剤内のインジケータとして含有する場合	シリカゲル中の水分インジケータ	2

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照 法規制
35	天然ゴム	玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位	意図的添加	ゴムブッシュ、ゴムシート、防振ゴム	—
36	赤リン CAS No.7723-14-0 ※2018年7月22日より禁止	電位がかかる樹脂 (金属中に添加されるリンは除外)	意図的添加	難燃剤	—

別紙1 付表 使用禁止物質詳細

No	物質群名	対象物質	CAS No.
11	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)および特定代替 品	ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
		モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 141)	76253-60-6
		モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Uoilec 121 Uoilec 21)	81161-70-8
		モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8
16	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	テトラフルオロメタン (4 フッ化炭素、PFC-14)	75-73-0
		ヘキサフルオロエタン (PFC-116)	76-16-4
		オクタフルオロプロパン (PFC-218)	76-19-7
		デカフルオロブタン (PFC-31-10)	355-25-9
		ドデカフルオロペンタン (PFC-41-12)	678-26-2
		テトラデカフルオロヘキサン (PFC-51-14)	355-42-0
		オクタフルオロシクロブタン (PFC-c318)	115-25-3
		6 フッ化硫黄 (SF6)	2551-62-4
		トリフルオロメタン (HFC-23)	75-46-7
		ジフルオロメタン (HFC-32)	75-10-5
		フッ化メチル (HFC-41)	593-53-3
		2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	138495-42-8
		ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	359-35-3
		1,1,1,2- テトラフルオロエタン (HFC-134a)	811-97-2
		1,2-ジフルオロエタン(HFC-152)	624-72-6
		1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	75-37-6
		1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	430-66-0
		1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	420-46-2
		フルオロエタン(HFC-161)	353-36-6
		2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	431-89-0
		1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	677-56-5
		1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	431-63-0
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	690-39-1
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	679-86-7
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	460-73-1
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	406-58-6
18	一部の芳香族アミンを 生成するアゾ染料・顔 料	4-アミノアゾベンゼン	1960/9/3
		o-アニジジン	90-04-0
		2-ナフチルアミン	91-59-8
		3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
		4-アミノビフェニル	92-67-1
		ベンジジン	92-87-5
		o-トルイジン	95-53-4
		4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
		2,4-トルエンジアミン	95-80-7
		o-アミノアゾトルエン□	97-56-3
		5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
		4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
		p-クロロアニリン	106-47-8
		3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
		3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
		2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
		2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
		4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
		2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
		4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0

No	物質群名	対象物質	CAS No.
19	オゾン層破壊物質 モントリオール議定書 付属書A,B,C,Eに記載 の物質	CFCl ₃ (CFC-11)	—
		CF ₂ Cl ₂ (CFC-12)	—
		C ₂ F ₃ Cl ₃ (CFC-113)	—
		C ₂ F ₄ Cl ₂ (CFC-114)	—
		C ₂ F ₅ Cl(CFC-115)	—
		CF ₂ BrCl(halon-1211)	—
		CF ₃ Br(halon-1301)	—
		C ₂ F ₄ Br ₂ (halon-2402)	—
		CF ₃ Cl(CFC-13)	—
		C ₂ FCI ₅ (CFC-111)	—
		C ₂ F ₂ Cl ₄ (CFC-112)	—
		C ₃ FCI ₇ (CFC-211)	—
		C ₃ F ₂ Cl ₆ (CFC-212)	—
		C ₃ F ₃ Cl ₅ (CFC-213)	—
		C ₃ F ₄ Cl ₄ (CFC-214)	—
		C ₃ F ₅ Cl ₃ (CFC-215)	—
		C ₃ F ₆ Cl ₂ (CFC-216)	—
		C ₃ F ₇ Cl(CFC-217)	—
		CCl ₄ 四塩化炭素	—
		C ₂ H ₃ Cl ₃ 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	—
		対象物質	異性体の数
		CHFCl ₂ (HCFC-21)	1
		CHF ₂ Cl(HCFC-22)	1
		CH ₂ FCI(HCFC-31)	1
		C ₂ HFCl ₄ (HCFC-121)	2
		C ₂ HF ₂ Cl ₃ (HCFC-122)	3
		C ₂ HF ₃ Cl ₂ (HCFC-123)	3
		CHCl ₂ CF ₃ (HCFC-123)	—
		C ₂ HF ₄ Cl(HCFC-124)	2
		CHFClCF ₃ (HCFC-124)	—
		C ₂ H ₂ FCI ₃ (HCFC-131)	3
		C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-132)	4
		C ₂ H ₂ F ₃ Cl(HCFC-133)	—
		C ₂ H ₃ FCI ₂ (HCFC-141)	3
		CH ₃ CFCl ₂ (HCFC-141b)	—
		C ₂ H ₃ F ₂ Cl(HCFC-142)	3
		CH ₃ CF ₂ Cl(HCFC-142b)	—
		C ₂ H ₄ FCI(HCFC-151)	2
		C ₃ HFCl ₆ (HCFC-221)	5
		C ₃ HF ₂ Cl ₅ (HCFC-222)	9
		C ₃ HF ₃ Cl ₄ (HCFC-223)	12
		C ₃ HF ₄ Cl ₃ (HCFC-224)	12
		C ₃ HF ₅ Cl ₂ (HCFC-225)	9
		CF ₃ CF ₂ CHCl ₂ (HCFC-225ca)	—
		CF ₂ ClCF ₂ CHClF(HCFC-225cb)	—
		C ₃ HF ₆ Cl(HCFC-226)	5
		C ₃ H ₂ FCI ₅ (HCFC-231)	9
		C ₃ H ₂ F ₂ Cl ₄ (HCFC-232)	16
		C ₃ H ₂ F ₃ Cl ₃ (HCFC-233)	18
		C ₃ H ₂ F ₄ Cl ₂ (HCFC-234)	16

No	物質群名	対象物質	CAS No.
		C ₃ H ₂ F ₅ Cl(HCFC-235)	9
		C ₃ H ₃ FCl ₄ (HCFC-241)	12
		C ₃ H ₃ F ₂ Cl ₃ (HCFC-242)	18
		C ₃ H ₃ F ₃ Cl ₂ (HCFC-243)	18
		C ₃ H ₃ F ₄ Cl(HCFC-244)	12
		C ₃ H ₄ FCl ₃ (HCFC-251)	12
		C ₃ H ₄ F ₂ Cl ₂ (HCFC-252)	16
		C ₃ H ₄ F ₃ Cl(HCFC-253)	12
		C ₃ H ₅ FCl ₂ (HCFC-261)	9
		C ₃ H ₅ F ₂ Cl(HCFC-262)	9
		C ₃ H ₆ FCl(HCFC-271)	5
		CHFBr ₂	1
		CHF ₂ Br(HBFC-22B1)	1
		C ₂ HF ₂ Br ₃	3
		C ₂ HF ₄ Br	2
		C ₂ H ₂ F ₂ Br ₂	4
		C ₂ H ₃ FBr ₂	3
		C ₂ H ₄ FBr	2
		C ₃ HF ₂ Br ₅	9
		C ₃ HF ₄ Br ₃	12
		C ₃ HF ₆ Br	5
		C ₃ H ₂ F ₂ Br ₄	16
		C ₃ H ₂ F ₄ Br ₂	16
		C ₃ H ₃ FBr ₄	12
		C ₃ H ₃ F ₃ Br ₂	18
		C ₃ H ₄ FBr ₃	12
		C ₃ H ₄ F ₃ Br	12
		C ₃ H ₅ F ₂ Br	9
		CH ₂ FBr	1
		C ₂ HFBr ₄	2
		C ₂ HF ₃ Br ₂	3
		C ₂ H ₂ FBr ₃	3
		C ₂ H ₂ F ₃ Br	3
		C ₂ H ₃ F ₂ Br	3
		C ₃ HFBr ₆	5
		C ₃ HF ₃ Br ₄	12
		C ₃ HF ₅ Br ₂	9
		C ₃ H ₂ FBr ₅	9
		C ₃ H ₂ F ₃ Br ₃	18
		C ₃ H ₂ F ₅ Br	8
		C ₃ H ₃ F ₂ Br ₃	18
		C ₃ H ₃ F ₄ Br	12
		C ₃ H ₄ F ₂ Br ₂	16
		C ₃ H ₅ FBr ₂	9
		C ₃ H ₆ FBr	5
		CH ₂ BrCl ブロモクロロメタン	—
		CH ₃ Br 臭化メチル	—

No	物質群名	対象物質	CAS No.
30	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	ベンゾ(a)ピレン(BaP) 50-32-8	50-32-8
		ベンゾ(e)ピレン(BeP) 192-97-2	192-97-2
		ベンゾ(a)アントラセン(BaA) 56-55-3	56-55-3
		クリセン(CHR) 218-01-9	218-01-9
		ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA) 205-99-2	205-99-2
		ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA) 205-82-3	205-82-3
		ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA) 207-08-9	207-08-9
		ジベンゾ(a, h)アントラセン(DBAhA) 53-70-3	53-70-3
31	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25637-99-4
			4736-49-6
			65701-47-5
			138257-17-7
			138257-18-8
			138257-19-9
			169102-57-2
			678970-15-5
			678970-16-6
			678970-17-7
		1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6
		α -ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6
		β -ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7
		γ -ヘキサブロモシクロデカン	134237-52-8
32	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1
		パーフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO)	3825-26-1
		パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5
		パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8
		パーフルオロオクタン酸の銀塩 335-93-3	335-93-3
		パーフルオロオクタン酸フルオリド 335-66-0	335-66-0
		パーフルオロオクタン酸メチル 376-27-2	376-27-2
		パーフルオロオクタン酸エチル 3108-24-5	3108-24-5

別紙2 製造工程使用禁止物質

1.使用禁止物質

1. 1. オゾン層保護法に定める特定物質及び指定物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	—	CFC	CFC
2	—	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	—	HCFC	HCFC
6	—	HBFC	HBFC
7	74-97-5	ブromochloroメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide

1. 2. 土壌汚染防止のための使用禁止物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
(3)	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
9	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
10	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	1,1-Dichloroethylene
11	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
12	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
13	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
14	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
(4)	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
15	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
16	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
17	71-43-2	ベンゼン	Benzene

1. 3. 大気汚染防止法の特定粉塵

No.	CAS No.	物質名	英文名
18		石綿(アスベスト)	Asbestos

1. 4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第1種特定化学物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
19	-	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	Polychlorinated biphenyls (PCB)
20	-	ポリ塩化ナフタレン (塩素数2 以上のもの)	Polychlorinated naphthalene (2or more chlorine atoms)
21	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
22	309-00-2	アルドリン	Aldrin
23	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
24	72-20-8	エンドリン	Endrin
25	50-29-3	DDT	DDT
26	57-74-9	クロルデン	Chlordane
27	76-44-8	ペプタクロル	Heptachlor
28	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
29	2385-85-5	マイレックス	Mirex
30	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン (別名: ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン)	Hexachlorobutadiene
31	-	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 又はその塩 ^a) およびペルフルオロ (オクタン-1-スルホニル) = フルオリド (別名 PFOSF)	Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS), its salts Perfluorooctane sulfonyl fluoride (PFOSF)
32	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
33	319-84-6	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	Alpha hexachlorocyclohexane
34	319-85-7	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	Beta hexachlorocyclohexane
35	58-89-9	リンデン (別名: γ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	Lindane
36	143-50-0	クロルデコン	Chlordecone
37	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
38	-	テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル	Tetrabromodiphenyl ether and pentabromodiphenyl ether
39	-	ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル	Hexabromodiphenyl ether and heptabromodiphenyl ether
40	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	エンドスルファン	Technical endosulfan and its related isomers
41	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane
42	-	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	Pentachlorophenol and its salts and esters

1. 5. 労働安全衛生法施行令の製造禁止物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
41	—	黄りんマッチ (黄りん)	Tetra phosphorus
42	—	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
43	—	4-アミノビフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
(18)	—	石綿 (アスベスト)	Asbestos
44	—	4-ニトロビフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
45	—	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl) ether
46	—	β -ナフチルアミン及びその塩	β -Naphthylamine
47	—	ベンゼン含有ゴムのり (ベンゼン容量: >5%)	Rubber cement containing benzene (benzene: >5v/v%)

2. 削減対象物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
—	—	—	—

別紙3 含有管理物質

(含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする物質)

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
1	酸化ベリリウム	すべて	成型品の0.1重量% (1,000ppm)	セラミック材料	21
2	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有量合計で0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	23,24
		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有量合計で0.09重量%(900ppm)		
3	塩素系難燃剤	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有量合計で0.1重量%(1,000ppm)	難燃剤	23,24
		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有量合計で0.09重量%(900ppm)		
4	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有量合計が1,000ppm	樹脂材料、絶縁体、耐薬剤、OHPフィルム、シース材	23
5	ホルムアルデヒド	織物	織物製品の0.0075重量% (75ppm)	木材等の防虫・腐食防止、接着剤	25,26
		複合木材製品または部品	意図的添加		
6	REACH規則認可対象候補物質 SVHC	REACH認可対象候補物質参照	成型品の0.1重量% (1,000ppm)	—	2
7	ニッケル	長時間皮膚に接する部品の場合	意図的添加	ステンレス鋼、メッキ	2

別紙4 参照法規制の表記番号

付表中の表記 (参照法規制欄)	法律等の名称(一部略称)、国・地域
1	RoHS 指令(改正) 2011/65/EU (欧州)
2	REACH 規則(EC) No1907/2006 (欧州)
3	プロポジション65 (米国・カリフォルニア)
4	2008 年消費者製品安全改善法 (PUBLIC LAW 110-314) (米国)
5	水銀危険低減法 (米国)
6	有害物質規制法(TSCA:Toxic Substances Control Act) (米国)
7	特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令 (ChemRRV) (スイス)
8	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (日本)
9	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (国際条約)
10	残留性有機汚染物質(POPs)に関する規則(EC) No 850/2004 (欧州)
11	健康と環境に有害な化学物質およびその他の製品の製造, 輸入, 輸出, 販売および使用の制限に関するノルウェー規則 (ノルウェー)
12	カナダ環境保護法 SOR/2008-178 (カナダ)
13	米国 PFOA 自主廃絶プログラム (米国)
14	(EU) No517/2014 (欧州)
15	モントリオール議定書 (国際条約)
16	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (日本)
17	EU EU 包装指令 94/62/EEC (欧州)
18	Toxics in Packaging Prevention Act (米国・カリフォルニア)
19	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (日本)
20	核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (日本)
21	EU WEEE 指令2002/96/EC 第11 条:処理施設への情報提供実施に関する DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス (欧州)
22	過塩素酸塩汚染防止法2003 (米国・カリフォルニア)
23	JS709 (業界標準) (米国)
24	IPC-04101,IEC61249-2-21 (国際規格)
25	CARB 規則 (米国・カリフォルニア州)
26	BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制§2, 12/2/1990 (オーストリア)

別紙5-1

田淵電機株式会社グループ 御中

作成日 年 月 日

仕入先様		
承認	確認	作成

化学物質管理体制調査票 (1/2)

会社名					
代表者名（責任者名）					
作成 部門・ 担当	部署名				
	役職				
	氏名				
	E-mail（半角）	☐ はい	☐ はいえ(半角)		
	所在地	☐ はい	☐ いいえ		
生産品目		☐ chemSheet ☐ ERP-AI ☐ IMDS/JAMA ☐ その他：田淵電機株式会社グループ			

☐ はい ☐ いいえ ※変更が発生した場合は再提出下さい。

1.情報提供に関する確認事項

	(1) 田淵電機株式会社グループの要求する部材の含有化学物質調査に対応いただけますか。		
		1) 田淵電機株式会社グループが指定するフォーマットでの化学物質含有情報の報告	
		2) 田淵電機株式会社グループが指定する資料（高精度分析データ）	
	(2) 田淵電機株式会社グループに納入する製品に対して、下記の内、どのフォーマットでの化学物質含有量の報告が行えますか。		
	報告フォーマット (複数選択可)		
	(3) E U R o H S 指令の物質／用途が管理できていますか ※上記（1）（2）が対応できない場合記入		
※事業・業界の状況に応じ、上記と異なる対応をお願いすることがあります。 ※情報の提供は個々の製品採用検討時、および環境法令変更時等に田淵電機株式会社グループから別途依頼します。			

2.環境管理活動調査

No1. 製品含有化学物質管理体制					
	(1) 顧客企業からのサプライヤー認証情報 ☐ 自社所有の分析装置で分析する体制はな 3年以内に顧客企業から製品含有化学物質管理システムに関する監査を受け、適合（認証）している場合下表に記載し、認定書のコピーを添付下さい。				
		☐ 自社所有の分析装置で分析する体制はな 会社名	認証日	認証No.	
		☐ 全ての工場で使用している ☐ 一部の工場で使用 ☐ 未確認			
	(2) 外部認証に関する項目 ※外部認証は、ISO 14001またはエコアクション2.1などのISOに準じる環境マネジメントシステムを対象とします。				
		認証機関名	認証日	認証No.	認証期限
	【取得済み外部認証】				
	【取得済み外部認証】				
	【取得計画／回答日より1年以内に限定】		審査予定日		
No2. 含有物質の分析調査体制と田淵電機株式会社グループ禁止物質使用状況の確認					
	(1) XRF（蛍光X線分析装置）を用いて、必要に応じ含有分析を行っていますか？				
	(2) ICP（誘導結合プラズマ分析装置）を用いて、必要に応じ含有分析を行っていますか？				
	(3) 田淵電機株式会社グループの定める含有禁止物質を使用している工場はありますか？				
	(4) (3) 項にて禁止物質使用の場合、対象物質名と使用用途・目的、混入防止策を記載下さい				
	(5) (3) 項にて禁止物質含有物質使用工場があれば工場名（メーカー名）を記載下さい				

【評価結果】				【自己評価ランク】		【ZBR評価ランク】	【評価基準】	【ZBR総評】
設問数	自己監査結果			ZBR監査結果			A 適合90%以上 B 適合80%以上 C 適合70%以上 D 適合70%未満	
	適合	不適合	非該当	適合	不適合	非該当		
50	0	0	0	0	0	0		
Rate	0%	0%	---	0%	0%	---		

化学物質管理体制調査票（2 / 2）

実施項目	No	設問	自己監査結果	ZBR監査結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ZBR監査結果（備考）
CIP管理の適用範囲の決定	1	CIP管理システムの適用範囲が明確にしていますか？ 【判断基準】 適 合： 規定がある。 不適合： 規定がない。又は適用範囲がない、又は適用範囲が不明確。 ※組織：組織表は明記されているが、組織と、その役割が不明確。 ※製品・工程：例えば製品以外の保護材（梱包材等）治工具（トレイ等）に関して記載がない。 ※CIP：Chemicals in products CIP管理：製品に含まれる化学物質の管理			◆組織、製品、工程の適用範囲が記載された規定名	製品含有化学物質管理の適用範囲を規定している文書 ■確認の視点 ①製品含有化学物質管理の適用範囲となる、組織、製品・構成部材、工場・工程、業務等が明確になっているか ※適用範囲外を明確にすることも良い ②適用範囲は顧客要求を満足できる範囲になっているか ※対象には生産に関する工場、工程、仕入先および生産委託先を含むこと	
方針	2	CIP管理方針の明確化 (a) トップマネジメントはCIP管理を適切に取組むために方針を表明していますか？ (b) その方針は、関係部署に周知されていますか？ 【判断基準】 適 合： 会社が承認した「管理基準書」等があり、これを社内関係者が閲覧（webも含む）出来る。 また、企業HP、「グリーン調達方針」等で一般公開している。 不適合： 「管理基準書」等が無く、周知出来ていない。			◆CIP管理の方針を明確にした方針文書名等 (a)方針を表明した文書 (b)周知方法	方針は、法規制の順守や業界基準への対応が盛り込まれており、必要に応じて見直しを行い、維持されていることが望ましい。	
組織の役割、責任及び権限	3	(1)CIP管理に関係する部署を明確にしていますか？ 【判断基準】 適 合： CIP管理に関係する部署を明確にした規定がある。 不適合： 上記規定がない。			◆CIP管理に関する部署を明確にした規定名	トップマネジメントは、有効なCIP管理を実施するために、関連する役割に対して、責任及び権限を規定し、組織内部に伝達すること。	
	4	(2)CIP管理に関係する部署の役割と責任を明確にしていますか？ 【判断基準】 適 合： CIP管理に関係する部署の役割と責任を明確にした規定がある。 不適合： 上記規定がない。			◆CIP管理に関係する部署の役割と責任を明確にした規定名		
	5	(3)上記(1)、(2)の内容を周知していますか？ 【判断基準】 適 合： 社内周知に関する規定があり、社内周知（webも含む）している。 不適合： 社内周知していない。			◆社内周知に関する規定名と、周知方法		
目標及びそれを達成するための計画策定	6	(1)目標設定し、その達成のための計画を作成していますか？ 【判断基準】 適 合： CIP管理の目標(具体的な管理項目の設定)/計画(管理項目の基準値や実施頻度等)の規定がある。 不適合： 上記規定がない。			◆目標を定めた計画が記載された規定名 ◆実施状況を記載した記録名	組織は、CIP管理について目標を設定すること。 組織は、その目標を達成するための計画を策定し、実施し、維持すること。 組織は、必要に応じて、これらの目標及び実施計画を見直すこと。	
	7	(2)目標／計画を見直していますか？ 【判断基準】 適 合： 関連法規制の要求事項の変更確認、及びその内容を目標/計画に反映・見直しする規定がある。 ※目標／計画に反映する必要が無い場合は見直しを行わなくても良い。 不適合： 上記の規定が無かったり、規定があっても運用が出来ていない。			◆目標と計画を見直す為の規定名 ◆目標と実施計画の最新の改訂時期		
	8	(3) 目標／計画を周知していますか？ 【判断基準】 適 合： 目標／計画を関係部署に周知する規定等があり、その内容を社内周知（webも含む）している。 ※例えば、関連部署においてトレーニング等が実施されている場合も「適合」です。 不適合： 上記の規定等がない、規定等があっても運用が出来ていない。			◆目標、実施計画を周知する規定名 ◆周知方法		
力量	9	(a) 運営管理の項目ごとに教育が必要な対象者、教育・訓練内容を定めていますか？ (b) 教育訓練を実施し記録していますか？ 【判断基準】 適 合： 関連部門に対する教育訓練の実施を定めた管理基準等があり、実施され、実施記録がある。 不適合： 上記の管理基準等がない、管理基準等があっても運用が出来ていない。			◆教育訓練の運用ルールを定めた規定名 ◆主な教育訓練内容と記録方法		
文書化した情報	10	(1) CIP管理に関わる文書（本チェックシートで確認した文書）を管理していますか？ 【判断基準】 適 合： 全ての基準書等／規定等の文書が、体系的に（例えば、内容や目的別に）確認出来る情報がある。 ※上記「体系的に確認出来る」とは、「存在する文書が把握出来る」と言う意味です。 不適合： 管理が全く出来ていない。			◆基準書等/規定等が体系的に分かる文書 ※例えば、「○○統合規定」や「○○統合規定目次」等	組織は、このガイドラインが推奨する文書化した情報及びCIP管理の有効性のために必要であると組織が定めた文書化した情報を維持又は保持すること。	
	11	(2) 文書の運用記録がありますか？ 【判断基準】 適 合： 管理項目に対する記録がある。 不適合： 記録がない、又は一部不備がある。			◆保管している記録の名称とその保管期限 ※回答欄に記載できない場合は、数個の既存記録の例		

実施項目	No	設問	自己監査 結果	ZBR監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ZBR監査結果（備考）
顧客や供給者との コミュニケーション	12	顧客／供給者への情報伝達／情報交換を図る効果的な方法があり実施していますか？ 【判断基準】 適 合：顧客が順守必要な基準（顧客のグリーン調達基準書等）の入手、供給者が順守必要な基準（自社のグリーン調達基準書等）の提供が問題なく出来ている。 不適合：顧客や供給者とのコミュニケーションを定めた規定も無く実施していない。			◆顧客が順守必要な基準の入手方法と運用について ◆供給者が順守必要な基準の提供方法と運用について	組織は顧客とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施し、その内容を文書化した情報として保持すること。 ■確認の視点 最新の法規制／業界基準／顧客要求基準等を管理し、自社の管理基準に反映しているか。	
Cip管理基準の明確化	13	(1)対象化学物質がリスト化されていますか？ 【判断基準】 適 合：対象とする化学物質を明確にしたリストがある。 不適合：上記リストがない。			◆対象とする化学物質を明確にした文書名	組織は、製品に対応するCIP管理基準を定め、文書化した情報として維持すること。	
	14	(2)対象化学物質が、「使用禁止」「製造工程禁止」等を明確にし、「対象部位」や「閾値」も明確にしていますか？ （管理レベルの明確化） 【判断基準】 適 合：管理レベルを明確にした規定がある。 不適合：上記規定がない。			◆管理レベルを明確にした規定名		
	15	(3)適用法規制を明確になっていますか？ 【判断基準】 適 合：適用法規制を明確にしたリスト等がある。 不適合：上記リスト等がない。			◆適用法規制を明確にしたリスト名		
	16	(4)必要に応じ、又は定期的にCIP管理基準を見直す為の規定がありますか？ 【判断基準】 適 合：見直すための規定がある。 不適合：規定がない。			◆見直すための規定名		
	17	(5)管理基準を関係部署に周知していますか？。 【判断基準】 適 合：社内周知に関する規定があり、社内周知（webも含む）している 不適合：社内周知に関する規定がなく、社内周知（webも含む）していない。			◆周知の規定名 ◆周知方法		
設計・開発におけるCip管理	18	(1)新たな部材を購入する際、購入先に対し、求めるCIP管理規定がありますか？ 【判断基準】 適 合：新たな部材のCIP情報を入手する部門と確認の方法を明確にした規定がある。 不適合：上記規定がない。			◆CIP情報を入手する部門と確認の方法を明確にした規定名	調査対象と結果が確認できる記録があること（調査対象結果一覧） ■確認の視点 ①購入する部品、材料の含有化学物質情報を調査しているか ※調査未完了の部品・材料についてはどのように対応しているかを確認すること ②製品含有化学物質管理の対象範囲について漏れなく調査しているか ※調査対象外がある場合はその理由を確認すること ※副資材、補助材料も調査していること	
	19	(2)製造段階において、変換工程/併行生産/リサイクル材使用等がある場合、これを管理する規定がありますか？ 【判断基準】 適 合：製造段階においてCIP管理基準を超える可能性のある事を認識し、これを管理する規定がある。 不適合：上記規定がない。 変換工程：化学物質の組成や濃度に変化が発生する工程（例：半田槽）			◆製造段階における規定名		
	20	(3)製品の引渡し段階で、製品のCIP情報を明確にしていますか？ 【判断基準】 適 合：製品の納入仕様書にCIP管理保証水準を明記している。 又は、顧客要求に応じた環境資料等を作成／提出している。 不適合：明確にしていない。			◆製品のCIP情報を明確にする方法		

実施項目	No	設問	自己監査 結果	ZBR監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ZBR監査結果（備考）
Cip情報の入手及び確認	21	(1)購入先に対し、CIP管理基準を定めていますか？ 【判断基準】 適 合： 購入先に対するCIP管理基準を定めた基準書等（グリーン調達基準書等）がある。 不適合： 基準書等（グリーン調達基準書等）がない。 ※基準書等があっても、内容が不十分。 （対象とする化学物質の、「使用禁止」「製造工程禁止」等が不明確、「対象部位」や「閾値」も不明確）			◆購入先に対CIP管理基準を定めた文書名	組織は、CIP情報の入手及び確認の結果に対する処置をあらかじめ規定した上で購買におけるCIPに関わる管理基準を供給者に提示し、C i P 情報を入手すること。組織は入手したCIP情報が購買におけるC i Pに関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。	
	22	(2)「購買に関する管理基準」は購入先に対し、どのように周知していますか？ 【判断基準】 適 合： グリーン調達規程書等により、購入先に対し文書で周知している。 不適合： 周知していない。			◆購入先に対し周知している文書名	購買におけるCIPに関わる管理基準に沿ったCIP情報の入手及び確認は製造開始前までに完了すること。	
	23	(3)製品を構成する全ての部材について、購入先に対して、以下が明確になっていますか？ (a)CIP情報を入手する時期を明確にしている。 (b)CIP情報（不使用保証書等）の入手手段。 (c)CIP情報を入手する担当部署が明確になっている。 (d)製品のBOMに対し、CIP情報が調査されていることを確認している。 【判断基準】 適 合： (a)～(d)が明確になっている。 不適合： (a)～(d)の内、一つでも不明確である。			◆(a)～(d)を明確にした規定名や管理手段 (a) (b) (c) (d)		
	24	(4)上記(3)でCIP情報の報告内容(含有有無/含有量/濃度/使用用途等)を入手する様式がありますか？ 【判断基準】 適 合： 購入先からCIP情報を入手する為の様式が明確になっている。 不適合： 明確になっていない。			◆調査フォーマットの名称		
	25	(5)上記(3)で入手したCIP情報内容の良否判定を行うに当たり、下記のポイントが明確になっていますか？ ※明確にするポイント ①いつ ②方法 ③判定担当部署 ④判定内容を記録している 【判断基準】 適 合： 上記①～④を明確にした規定があり、製品の生産前までに判定が行われている。 不適合： 上記規定がなく、判定が行われていない。			◆①～④を明確にした規定名や記録名 ① ② ③ ④		
	26	(6)自社製品がCIP管理基準に適合しているか判定できますか？ (a)製品を構成する部材についてCIP管理を行い、判定している。（記録がある） (b)工程における混入防止/識別管理/汚染管理/変換工程の定期成分管理に関する規定がある。（記録がある） (c)購入先における4M変更、自社4M変更に関する規定がある（記録がある） 【判断基準】 適 合： (a)～(c)に関する規定や記録がある。 不適合： 上記規定や記録が一部でも無い。			◆(a)～(c)の規定名と記録名 (a) (b) (c)		
供給者におけるCipの管理 状況の確認	27	(1)供給者に対し、CIP管理基準を満たすために、CIP管理の仕組みの構築と運用を要求していますか？ 【判断基準】 適 合： 調達先に対しグリーン調達規程書等で、CIP管理基準を満たす仕組みと運用、環境負荷物質管理体制について要求している。 不適合： 要求する文書が無い。			◆供給者に対し、CIP管理の仕組みの構築と運用を要求した文書名	仕入先への要求の記録（例 グリーン調達基準書や取引先評価シートの配布記録） ■確認の視点 ①仕入先へ「製品含有化学物質管理」を要求しているか ※「製品含有化学物質管理」とは、製品に含有される化学物質を購入・製造・販売の各段階において適切に管理するための仕組みをさします。	
	28	(2)新規に供給者を選定する場合、供給者に対しCIP管理の状況を確認していますか？ 【判断基準】 適 合： 供給者を選定する際、CIP管理の状況確認を行う為の仕組みや内容／方法を規定している。 不適合： CIP管理の状況確認を行う為の仕組みや内容／方法を規定が無く、確認していない。			◆新規供給者の選定の際、CIP管理の状況を確認する為の規定名	仕入先を評価した記録（評価結果一覧、個別の評価記録） ■確認の視点 ②新規の仕入先に評価実施しているか ③取引継続の場合は、定期的に評価を更新しているか ④上記①の内容に沿った評価を実施してるか ⑤評価未完了、もしくは評価内容、評価結果に問題がある仕入先がある場合は、対応しているか ※改善が必要な仕入先には改善指導等の対応をしていること ⑥仕入先（1次仕入先）が部品材料を購入する仕入先（2次仕入先）を評価していることを確認しているか	
	29	(3)取り引きを継続する場合、必要に応じて定期的にCIP管理の状況を再確認していますか？ 【判断基準】 適 合： 継続取引においてCIP管理の状況を確認する為の規定がある。 不適合： 上記規定がない。			◆継続取引においてCIP管理の状況を確認する為の規定名		
	30	(4)上記(2)(3)について、供給者に対するCIP管理の状況の確認結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合： 上記(2)、(3)の記録が管理されている。 不適合： 記録がない。			◆記録名		
	31	(5)上記(2)(3)についてCIP管理の状況確認が未完了、又は確認した内容、結果に問題がある場合の処置方法を定めていますか？ 【判断基準】 適 合： 対象となる事象に対する処置内容を定めた規定がある。 不適合： 処置内容を定めていない。			◆対象となる事象に対する処置内容を定めた規定名		
	32	(6)自社は、1次供給者を通じて、2次供給者に対してもCIP管理を要求し、確認していますか？ ※製品/部品の調達の流れ 自社 ← 1次供給者 ← 2次供給者 ※CIP管理要求の流れ 自社 → 1次供給者 → 2次供給者 【判断基準】 適 合： 2次供給者にCIP管理を要求した基準書等があり、2次供給者の運用状況を確認している。 不適合： 上記基準書等が無い。			◆1次供給者を通じ、2次供給者にCIP管理を要求した文書名		

実施項目	No	設問	自己監査 結果	ZBR監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ZBR監査結果（備考）
受入れ時におけるCip管理	33	(1)受入時に購買製品が購買管理基準を満たしていることを確認していますか。。 【判断基準】 適 合：全ての購買製品に対し、基準を満たしていることを確認する為の規定があり、確認している。 不適合：規定が無い。または規定があっても確認を行っていない。			◆基準を満たしていることを確認する為の規定名	組織は、受入れ時における購買製品の確認結果に対する処置をあらかじめ規定し、受入れ時に、購買製品が組織の購買におけるCIPに関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。	
	34	(2)上記（1）の結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合：受入検査結果の記録がある。 不適合：記録が無い。			◆記録名		
製造工程における管理 （変換工程の管理）	35	(1)変換工程がありますか？【評価対象外設問】 【判断基準】 該 当：変換工程がある。 非該当：変換工程がない。 ※回答が「非該当」の場合、(2)～(4)は「非該当」と記載して下さい。			◆該当する工程名と対象物質名	組織は、製造工程におけるCIPに関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を文書化した情報として保持すること。	
	36	(2)上記（1）に該当する工程に対し、製造工程におけるCIPに関わる管理基準を定めていますか？ 【判断基準】 適 合：変換工程の管理基準がある。 不適合：管理基準が無い。			◆管理基準名		
	37	(3)上記（2）の管理の結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合：変換工程にて管理基準との判定を行った記録を管理している。 不適合：判定記録が管理されていない。			◆記録名		
	38	(4)上記(2)～(3)の管理を実施する手順が文書化されていますか？ 【判断基準】 適 合：規定がある。 不適合：規定がない。			◆手順を定めた規定名		
誤使用及び汚染の防止 （併行生産及び使用禁止 物質の誤使用・汚染の管理）	39	(1)部品・材料の受入、置き場（副資材、包装用材料含む）で、誤使用・汚染防止の適切な管理ができていますか？ また、適切な管理を実施する手順が文書化されていますか？ 【判断基準】 適 合：手順が文書化されており、適切な管理ができている。 不適合：文書化されていない。			◆手順を定めた文書名	組織は、C I P 管理基準で対象とした化学物質の誤使用及び汚染の防止策を実施すること。	
	40	(2)下記の関係する全ての製造工程において誤使用・汚染防止の適切な管理ができていますか？ また、適切な管理を実施する手順が文書化されていますか？ (a) ライン工程、 (b) 仕掛品置き場 (c) 手直し工程 (d) 生産設備及び治工具 【判断基準】 適 合：(a)～(d)全ての手順が文書化されており、適切な管理ができている。 不適合：手順が文書化されていない。 ※(a)～(d)の内、1つでも不足の場合は不適合。			◆手順を定めた文書名		
	41	(3)出荷用倉庫における製品置き場においても、誤使用・汚染防止の適切な管理ができていますか？ また、適切な管理を実施する手順が文書化されていますか？ 【判断基準】 適 合：手順が文書化されており、適切な管理ができている。 不適合：文書化されていない。			◆手順を定めた文書名		
識別及びトレーサビリティ	42	製品の下記管理項目について、識別及びトレーサビリティを管理するための方法を文書化していますか。 また記録を作成していますか？ （管理項目） ・構成部材 ・原材料の受入れロット ・製造時期 ・製造工程 ・(該当する場合) 外部委託先に関するトレーサビリティ 【判断基準】 適 合：方法が文書化されており、記録を作成している。 不適合：文書化されていない。			◆方法を定めた文書名 ◆記録名	組織は、CIP情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように適切な手段によってCIP情報のトレーサビリティを確保にすること。 組織の製品に関するCIP情報を管理する方法を規定し、保存し、実施すること。	

実施項目	No	設問	自己監査 結果	ZBR監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ZBR監査結果（備考）
変更の管理	43	(1)変更管理の対象が発生した場合、変更前に要否を確認の上、必要なCip情報を入力する 部署(人)・時期・手段を明確にした文書がありますか？ 【判断基準】 適 合： 文書がある。 不適合： 文書がない。			◆文書名	組織は、CIP管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出すること。 組織は、変更に対してCIPの変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に、CIP管理基準によるレビューをすること。	
	44	(2)上記（1）の変更管理の対象が、顧客または顧客に出荷する製品に影響がある場合、変更前に顧客へ報告する部署(人)・時期・手段を明確にした文書がありますか？ 【判断基準】 適 合： 変更前に顧客へ報告する部署(人)・時期・手段を明確にした文書がある。 不適合： 文書がない。			◆文書名	組織は、変更のレビューの結果、変更正式に許可した人（又は人々）及びレビューから生じた必要な処置を記載した文書化した情報を保持すること。	
	45	(3)入手したCIP情報について、適合状況を判定し、その結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合： 記録がある。 不適合： 記録がない。			◆記録名		
製品のCIP保証	46	顧客より製品のCIP情報を求められた際、要求資料を作成/提供することが出来ますか？ 【判断基準】 適 合： 出来る。 不適合： 出来ない。			◆作成/提供可能な要員数	組織は製品に関し、代表的な資料である「不使用保証書」「含有確認書」「高精度分析データ」「chemSHERPA」等の作成が可能となるCIP管理の実施と、作成に必要な知識の習得・人員の確保が必要。	
不適合品発生時における対応	47	(1)CIPの不適合品（以下、不適合品という）が発生した際に、組織内部、供給者または外部委託先、顧客への連絡手順を定め実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名	組織はCIPに関わる不適合品発生時における組織内部、供給者、外部委託先及び顧客への速やかな連絡、並びに応急処置の方法を定め文書化すること。 応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定し、実施して再発を防止すること。	
	48	(2)不適合品発生時に応急措置として波及範囲を特定し、識別管理する為の手順を定め、実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名	発生を未然に防止するための予防処置を講じること。組織は不適合品発生時の対応を文書化した情報として保持すること。	
	49	(3)原因究明とその恒久対策、予防措置をとるための手順を定め実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名		
	50	(4)再発防止策の水平展開をするための手順を定め実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名		

別紙6

文書類の記入、提出方法

下記項目に従い該当する内容を記入してください。

記入漏れ・記入ミスがありますと再提出が必要ですので、ご注意ください。

含有確認書

別紙7「含有確認書」を使用してください。

《基本情報》

作成日、納入業者名、製造業社名、部署名、責任者名、責任者印の押印、記入者、連絡先

*海外の場合は押印の代わりに責任者の署名でも可。

《含有化学物質調査》

①部材名称：部品名、貴社正式部番

*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。

②部品質量：製品1個当りの質量(g,kg)、mあたりの質量(g/m)、またはm³あたりの質量(g/m³)（単位欄□にチェック）

③含有の有無：「有り」→不純物が意図的の欄に○、「無し」→×

④部位質量：均質材料の質量をg単位で記入

⑤含有量、含有率：均質材料中の化学物質の含有量(g単位) および含有率

*部位（均質材料中）の含有率です。含有率ppm = (含有量÷部位質量) × 10⁶

*数字が判読できるようにご記入下さい。(例)0.00000003 = 3E-08

⑥含有部位、用途：均質材料単位の部位と含有物の使用目的

⑦備考欄：RoHS対応について

*RoHS適用除外用途は「RoHS適用除外用途」と明記の上、適用除外項番を記載してください。

適用除外項番は別紙○「RoHS適用除外用途リスト」を参照してください。

*不純物は「閾値未満」であることを明記してください。

*閾値については別紙1「使用禁止物質」を確認してください。

【ご提出方法】

弊社の依頼担当者へ送付(原紙かコピー) または電子データ・PDFデータをメール添付してください。

不使用保証書

別紙8「不使用保証書」を使用してください。

訂正の際は修正液を使用せず、二重線で消して訂正印を押印してください。

《基本情報》

作成日、会社名、社印又は責任者印の押印(朱印)、役職/責任者名、担当者名、電話番号

*海外の場合は社印押捺の代わりに署名でも可。

《対象部材》

部品名、弊社登録部番(またはシリーズ名)

*田淵電機が登録している部品名、部番を記入してください。

*未登録部材ご回答の場合は、お取引先様の部品名、部番を記入してください。

*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。

*田淵部品コードのご記入は不要です。

《不純物、適用除外の含有など》

禁止物質の含有が有る場合は記入必須です。

禁止物質名、含有率、部位・用途、コメント

*均質材料ごとに閾値に関係なく記入してください。

*コメント欄に「RoHS適用除外の項番」「不純物」などRoHS対応品であることを明記してください。

【ご提出方法】

社印、又は責任者印を押印(海外は署名で可) した原本を提出してください。

電子データをご提出の際も、原本を弊社依頼担当者へ送付してください。

別紙6

高精度分析データ一覧表

別紙9「高精度分析データ一覧表」を使用してください。

《基本情報》

作成日、会社名、社印又は責任者印の押印(朱印)、役職/責任者名

*海外の場合は社印押捺の代わりに署名でも可。

《対象部材》

部品名、弊社登録部番(またはシリーズ名)

*田淵電機が登録している部品名、部番を記入してください。

*未登録部材ご回答の場合は、お取引先様の部品名、部番を記入してください。

*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。

*田淵部品コードのご記入は不要です。

《分析データ》

分析部位は、「均質材料」を記入してください。(均質材料の例：導線 ⇒ 銅線、被膜、メッキ等)

「適用除外用途」を適用している場合、別紙「RoHS適用除外用途リスト」の番号を記入してください。

【ご提出方法】

弊社の依頼担当者へ送付(原紙かコピー) または電子データ・PDFデータをメール添付して下さい。

*分析機関の分析データも併せて送付してください。

chemSHERPA

chemSHERPAツール及び、関係資料は下記URLより入手してください。

URL : <https://chemsherpa.net/>

《基本情報》

chemSHERPAの作成方法の詳細は、上記URLより各種マニュアルを入手し、参照してください。

作成の際、最新のchemSHERPA Ver.を使用してください。

《chemSHERPA-AI》

chemSHERPA-AIの対象製品は、成形品です。

『基本情報』、『成分情報』、『遵法情報』を入力してください。

《chemSHERPA-CI》

chemSHERPA-CIの対象製品は、化学品です。

『基本情報』、『成分情報』を入力してください。

【ご提出方法】

弊社の依頼担当者へファイル(～.shai)をメールで送付してください。

別紙7
田淵電機株式会社 御中

含有確認書

管理No. _____

作成日(西暦)		部品名	
納入業者名		部番	
製造業社名		田淵部品コード	
部署名	印	TEL	
責任者		FAX	
記入者		E-mail	

部品質量		☐ g ☐ kg ☐ g/m ☐ g/m ²
------	--	---

No	物質群	含有有無			部位 質量 g	含有量 g	含有率 ppm	含有部位、用途	備考欄 (RoHS適用除外用途等)
		有	無	不 純 物					
使用禁止物質									
1	カドミウム/カドミウム化合物								
2	六価クロム化合物								
3	鉛/鉛化合物								
4	水銀/水銀化合物								
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)								
6	三置換有機スズ化合物								
7	ジブチルスズ化合物(DBT)								
8	ジオクチルスズ化合物(DOT) ※1								
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類								
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類								
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品								
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類								
13	ポリ塩化ナフタレン								
14	過塩素酸塩								
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)								
16	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)								
17	アスベスト類								
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料								
19	オゾン層破壊物質 ※2								
20	放射性物質								
21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6ジ- ターシャリ-ブチルフェノール(UV-320)								
22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP)								
23	フタル酸ビス(2-エキルヘキシル)(DEHP) ※4								
24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4								
25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4								
26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4								
27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)								
28	四重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)								
29	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)								
30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)								
31	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)								
32	パーフルオロオクタン酸(PFOA)								
33	ヒ素 ※5								
34	塩化コバルト								
35	天然ゴム ※6								
36	赤リン ※7								
含有管理物質									
37	酸化ベリリウム								
38	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)								
39	塩素系難燃剤								
40	ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVCコポリマー								
41	ホルムアルデヒド								
42	REACH規則認可対象候補物質(SVHC)								
43	ニッケル ※8								
44	中国VOC規制対象物質 ※9								

※1 皮膚と接触することを意図する繊維および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット)
※2 モントリオール議定書対象物質
※3 玩具用途の外部部品
※4 玩具用途の外部部品以外
※5 木材防腐剤として使用する場合
※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位
※7 電位がかかる樹脂 (金属中に添加されるリンは除外)
※8 長時間皮膚に接する部品の場合
※9 中国で生産、海外から中国へ輸入する塗料、接着剤、インク、洗浄剤、又はそれらを使用する部品

別紙7
田淵電機株式会社 御中

含有確認書

管理No. _____

作成日(西暦)	YYYY年 MM月 DD日	部品名	C
納入業者名	A社	部番	XYZ-0123
製造業社名		田淵部品コード	123456
部署名	B部	TEL	123-456-789
責任者	田淵 太郎	FAX	
記入者	電機 花子	E-mail	t.tabuchi@~

シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。

部品質量	1.00	☐ g ☒ kg ☐ g/m ☐ g/m ²	該当単位を■にしてください。
------	------	--	----------------

No	物質群	含有有無			部位質量 g	含有量 g	含有率 ppm	含有部位、用途	備考欄 (RoHS適用除外用途等)
		有	無	意図的					
		不純物							
使用禁止物質									
1	カドミウム/カドミウム化合物			✓				指数表記も可です。例：5E-5	
2	六価クロム化合物			✓					
3	鉛/鉛化合物		✓		3.4	3.0	882,353	鉛半田、電気接合	7(a)
4	水銀/水銀化合物	✓			5.0	0.00005	10	ランプ	
5	トリブチルスズエオキシド(TBTO)								
6	三置換有機スズ化合物								
7	ジブチルスズ化合物(DBT)								
8	ジオクチルスズ化合物(DOT) ※1								
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類								
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類								
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品								
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類								
13	ポリ塩化ナフタレン								
14	過塩素酸塩								
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)								
16	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)								
17	アスベスト類								
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料								
19	オゾン層破壊物質 ※2								
20	放射性物質								
21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6ジ-ターシャリ-ブチルフェノール(UV-320)								
22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP)								
23	フタル酸ビス(2-エキルヘキシル)(DEHP) ※4								
24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4								
25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4								
26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4								
27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)								
28	四重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)								
29	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)								
30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)								
31	ヘキサプロモシクロデカン (HBCDD)								
32	パーフルオロオクタ酸(PFOA)								
33	ヒ素 ※5								
34	塩化コバルト								
35	天然ゴム ※6								
36	赤リン ※7								
含有管理物質									
37	酸化バリウム								
38	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)								
39	塩素系難燃剤								
40	ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVCコポリマー								
41	ホルムアルデヒド								
42	REACH規則認可対象候補物質(SVHC)								
43	ニッケル ※8								
44	中国VOC規制対象物質 ※9								

※1 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット)
※2 モントリオール議定書対象物質
※3 玩具用途の外部部品
※4 玩具用途の外部部品以外
※5 木材防腐剤として使用する場合
※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位
※7 電位がかかる樹脂 (金属中に添加されるリンは除外)
※8 長時間皮膚に接する部品の場合
※9 中国で生産、海外から中国へ輸入する塗料、接着剤、インク、洗浄剤、又はそれらを使用する部品

別紙8

田淵電機株式会社 御中

年 月 日

不使用保証書

会社名： _____

役職/責任者名： _____

担当者名： _____

TEL： _____



当社は、田淵電機グループに納入する部材に、下記記載の禁止物質が除外用途を除き、意図的に添加していないこと、また製造工程において使用していないことを保証致します。尚、不純物、適用除外用途の含有などについても、記載の通りであることを保証致します。

記

《対象部材》

管理No.			
部品名		部番	田淵部品コード

《禁止物質》

No	物質群	No	物質群
1	カドミウム/カドミウム化合物	21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)
2	六価クロム化合物	22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP)
3	鉛/鉛化合物	23	フタル酸ビス(2-エキルヘキシル)(DEHP) ※4
4	水銀/水銀化合物	24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4
6	三置換有機スズ化合物	26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)
8	ジブチルスズ化合物(DOT) ※2	28	四重金属 (カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、および 各々の化合物)
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	29	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	31	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)および全異性体
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	32	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩,エステル
13	ポリ塩化ナフタレン	33	ヒ素 ※5
14	過塩素酸塩	34	塩化コバルト
15	パーフルオロオクタン sulfon 酸塩(PFOS)	35	天然ゴム ※6
16	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	36	赤リン ※7
17	アスベスト類		
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
19	オゾン層破壊物質 ※1		
20	放射性物質		
※1 モントリオール議定書対象物質			
※2 皮膚と接触することを意図する繊維および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット)			
※3 玩具用途の外郭部品			
※4 全て(玩具用途の外郭部品以外)			
※5 木材防腐剤として使用する場合			
※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位			
※7 電位がかかる樹脂(金属中に添加されるリンは除外、2018年7月22日より使用禁止)			

《不純物、適用除外の含有など》

禁止物質	含有率(ppm)	部位・用途	コメント

別紙8

田淵電機株式会社 御中

YYYY 年 MM 月 DD 日

不使用保証書

社印、又は責任者の捺印、又は署名

会社名： A社

役職/責任者名： B部部長 / 田淵 太郎

担当者名： 電機 花子

TEL： 123-456-789



当社は、田淵電機グループに納入する部材に、下記記載の禁止物質が除外用途を除き、意図的に添加していないこと、また製造工程において使用していないことを保証致します。尚、不純物、適用除外用途の含有などについても、記載の通りであることを保証致します。

記

《対象部材》

管理No.	1234-001		
部品名	部番	田淵部品コード	
C	XYZ-0123	123456	

《禁止物質》

No	物質群	No	物質群
1	カドミウム/カドミウム化合物	21	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)
2	六価クロム化合物	22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP)
3	鉛/鉛化合物	23	フタル酸ビス(2-エキルヘキシル)(DEHP) ※4
4	水銀/水銀化合物	24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4
6	三置換有機スズ化合物	26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)
8	ジブチルスズ化合物(DOT) ※2	28	四重金属 (カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、および各々の化合物)
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	29	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	31	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)および全異性体
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	32	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩,エステル
13	ポリ塩化ナフタレン	33	ヒ素 ※5
14	過塩素酸塩	34	塩化コバルト
15	パーフルオロオクタン sulfon 酸塩(PFOS)	35	天然ゴム ※6
16	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	36	赤リン ※7
17	アスベスト類		
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
19	オゾン層破壊物質 ※1		
20	放射性物質		

※1 モントリオール議定書対象物質

※2 皮膚と接触することを意図する繊維および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット)

※3 玩具用途の外郭部品

※4 全て(玩具用途の外郭部品以外)

※5 木材防腐剤として使用する場合

※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる

※7 電位がかかる樹脂(金属中に添加されるリンは

禁止物質の含有がある場合は記入必須です。

均質材料ごとに閾値に関係なく記入してください。

RoHS適用除外用途は適用除外項番を記載してください。

適用除外項番は別紙〇「RoHS適用除外用途リスト」を参照してください。

《不純物、適用除外の含有など》

禁止物質	含有率(ppm)	部位・用途	コメント
鉛	100	鉛半田、電気接合	7(a)

会社名		印 又は 署名
部署名・役職		
回答責任者名		

部品名	
部番	
田淵部品コード	

作成日 年 月 日

[illegible]

別紙9
高精度分析データ一覧表

作成日 YYYYY年MM月DD日

会社名	A社	
部署名・役職	B部 部長	
回答責任者名	田淵 太郎	

部品名	C
部番	XYZ-0123
田淵部品コード	123456

RoHS10物質のデータ回答シート

No	分析部位 (分析単位)	分析機関名	分析方法	分析日	分析データNo	RoHS対象10物質分析結果(ppm)										適用除外 用途	RoHS適合 (Y/N)	備考
						Pb	Hg	Cd	Cr6+	PBB	PBDE	フタル酸エステル						
												DEHP	DBP	BBP	DIBP			
1	D	SGS	ICP-AEP UV-VIS GC-MS	YYYY/MM/DD	01234567A	10,000	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7(a)	Y	鉛半田使用
2	E																	
3	分析単位は、均質材料としてください。 例：導線、被膜 等				分析データも併せて提出してください。						RoHS適用除外用途は適用除外項番を記載してください。 適用除外項番は別紙〇「RoHS適用除外用途リスト」を参照し							
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

RoHS適用除外用途は適用除外項番を記載してください。
適用除外項番は別紙○「RoHS適用除外用途リスト」を参照し

分析単位は、均質材料としてください。
例：導線、被膜 等

分析データも併せて提出してください。

不足する場合は、欄を追加してください。